

# 議会運営委員会記録

1. 期日 平成 30 年 8 月 31 日(火) 開会 13 時 30 分  
閉会 14 時 00 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
①平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 杉崎委員長、渡辺副委員長、前田委員、二宮委員、野地委員、添田委員  
二見議長  
事務局 戸丸事務局長、和田庶務課長、鈴木主任主事  
傍聴議員 7 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について

委員長

本日の議会運営委員会の議題は、平成 30 年第 3 回二宮町議会定例会の運営についてである。さる 8 月 28 日の議会運営委員会において、いったん議事及び会期日程については決定したが、前田議員より初日に学校の空調設備にかかる意見書を議員提案したい旨の申し入れがあった。その時には議案の文書が提出されておらず、賛同者の数も 2 名以上にはなる見込みということで確定していないとのことだった。意見書案は先ほどの臨時全協で配付されているので、ご覧いただきたい。賛同者はお手元の資料にある通り、4 名が名を連ねている。提案は 2 件で、表題は同じだが、宛先が国・県となり文面も異なり、議員提出議案第 4 号・第 5 号となると思われる。賛同者数も会議規則の要件を満たしているため、議事及び会期日程に挿入すべきと思われる。9 月 7 日の初日に即決ということで、ご異議ないか。

渡辺

今回は本当に異例の議事になると思うが、議会基本条例との関連で、多様な民意を反映した議決、討議が必要、それから町民参画を促進する、15 条では陳情についても町民の意見を反映する重要な場であると位置づけているため、これに反することはできない。前田議員から提出者として、賛成者を添えてこの議案が出ていることも審議をしなくてはならない。この 2 点は矛盾するよう見えるが、これをそれぞれの趣旨を損なうことなく進めようと思えば、委員会に付託ということになると思う。この場合は、教育福祉常任委員会に付託し、陳情項目の 3 つ目の意見書については、議員から提案されたものと一括して審議をし、9 月 12 日に本会議で、条例審査の委員長報告が

あるが、そこで陳情の審査も同時に報告するのはどうか。前田議員は急ぐ必要があるとおっしゃるが、1週間程度は遅れるが12日の委員長報告で行えばどうか。通例では陳情の審査報告は最終日行うが、大きな矛盾は解消できるのではないか。

委員長 最終日の陳情報告を繰り上げたらどうかということか。

渡辺 そうである。元々が異例であるためいかがか。

委員長 9月10日の教育福祉常任委員会で陳情と議員提案を審査するということか。

渡辺 陳情の第3項として、意見書提出が明記されているため、その意見書案として、議員から出された案を検討するというのである。

庶務課長 この2件を教育福祉常任委員会に付託して、陳情と一括で審査して、翌々日の本会議で条例と一緒に議員提案を採決するということだが、問題点が2つある。時間的に中1日の休会では、意見書の内容に修正が出た場合に、とても意見書案の調整が間に合わない。もう1点は、提出者が教育福祉常任委員長であるところで、また、陳情と議案を一括で審査することはできない。議案同士や陳情同士であればできるが、陳情と議案のように形式の異なるものは別々に審査しなければならない。議員提案を付託して委員会で審査する際に、提案者が委員長席にいるのはおかしい。通常であれば、執行者が座っている席に座り、質疑応答を行わなければならない。そして委員長の代わりに副委員長が仕切ることになる。しかも賛同している議員は傍聴議員で意見が言えない。そうであれば、本会議で審査をした方が、皆の意見が生きると考える。渡辺委員の提案である付託の可能性は、私も考えたが翌々日の12日に議決というのは無理である。

野地 私は意見書に賛同するというので、個人的に名前を連ねており、陳情も良い方向にいけばと考えている。今、渡辺委員より提案のあった教育福祉常任委員会への付託に関しては、反対である。課長の言葉もあるが、私としてはやはり思いがあり、審議の中にも加わりたいし、発言もしたいと思っている。委員会付託となれば、傍聴議員という立場で発言ができなくなる。全議員の中で議題として審議をした方がよいと思っている。

渡辺 もう1つ考えたのは、中1日で調整できないということであれば、14日の総括質疑の日にはできないかと考えた。順番が問題になるということはあると思う。陳情審査で意見書の項目については論議すると、陳情者の意見を聞くことができ、審査もそこでできる。10日は本会議が休会のため12日の本会議で議

員提案を即決で取り扱うという、順番を入れ替えることはいかがか。だいたい初日の即決議案で議員提案は出ていたが、場合によっては最終日のこともあったかと思う。例えば 12 日、補正予算はあるが、この日に議員提案を即決で審議するということとはできないか。

委員長 陳情は 10 日に審査し、その後にまた付託するということか。

渡辺 それは一時不再議に反するか。

添田 渡辺議員の提案がいまいち理解できない。議案を生かし、陳情も生かすという方法を考えていらっしゃるかと思うが、両方生かしたいのであれば、初日に即決し、陳情は審査する方法しかない。例えば、この議員提案が初日に否決された場合に、その意見書案を陳情の第 3 項にある意見書として、県と国が入るが入れられる方法があるのか。現実的な方法を考えた方がよい。

委員長 ちなみに陳情の方には、二宮町議会から国へと入ってはいるが、県へとは入っていない。

庶務課長 例えば、初日に議員提案で意見書 2 件を否決したとすると、陳情は採択ではなく、一部採択になってしまうのではないか。陳情審査から意見書案を出すとして、議員提案の意見書とどれだけ中身に違いがあるのかということである。同じようなものを同じ会期中に審査することは、一時不再議に当たる恐れがある。ぶつけるようなことはしない方がよいのではないか。

委員長 先ほど、渡辺委員が総括質疑の後にやったらという意見が出たが、それも難しいか。

庶務課長 議員提案を 12 日に上程して即決でやるということか。そうすると渡辺議員がおっしゃったことと矛盾していて、陳情の意見を踏まえて、意見書を構築した方がよいという意見ではなかったか。それなのに、それとは関係なく、議員提案だけを単独で 12 日に審査するのはおかしい。先ほど話で、付託して陳情を審査した後に、議員提案を審査するという方がまだ筋が通っている。

渡辺 ご指摘のように、12 日に遅らせて審査するということになれば、これも一時不再議に反する可能性がある。陳情の第 3 項の意見書と議員提案の意見書は、内容的なほぼ一緒である。事務局に確認だが、当該委員長が自ら出した議案を、審査するのは不自然か。委員長としては出していないが、立場的には委員長となってしまう。

庶務課長

町民から見た時にどうか。常任委員長という立場を超えて議員提案をやるとの話だが、当該委員に諮って意見書案を出す方が町民には分かりやすいということはある。であるから、当初私が前田議員に勧めたのは、陳情審査の後に意見書を出すという通常の流れであった。今回のケースでどのような流れが一番妥当なのか県の議長会にも参考に聞いてみたのだが、今の二宮町議会において一番自然なのが、初日に即決の方が分かりやすいと判断し、今こういった提案をしている。

渡辺

もう一度確認だが、初日にこの意見書案を即決で決めた場合には、陳情の第3項についてはもう審議しないということだったが、そこはもう避けようがないのか。

庶務課長

陳情書から意見書案を出すとなると、同じような内容でもう1つ出すことになってしまう。先ほどの話のとおりになってしまう。この項目については、すでに願意が達成されているということで、陳情者には説明をすればよいと思う。

添田

第3項については審査しないが、1項2項3項全て含めての採択することは可能なのか。

庶務課長

1項2項3項を審査したということでよいと思う。3項についてはみなし採択だということで考えていただければよい。

野地

今までの話を聞いて、採択されるかどうか分からないから難しいが、陳情の後押しになればという思いもあるかと思う。また県へということがない中で、今回議員提案が出てきていることもある。最終的には今回の日程案で出された、初日に追加するという事によろしいのかと私は思う。

渡辺

基本条例との狭間で悩むところだが、事務局にもう一度確認する。委員会に付託ということは、技術的には解決できないか、不可能か。

庶務課長

不可能ではないが、12日に採決するという事は無理である。付託はあり得るが最終日の採決になる。なぜ、陳情だけ最終日の採決にしているかを調べてみたが、確実な答えは見つからなかった。しかし、議案は委員会に付託されればその場で是非を決めるが、陳情については継続審査という可能性もある。会期の前半で常任委員会を開き、一旦継続審査にして閉会までに2週間、3週間残っている中で、仮に状況が動いて、委員会を開き結論を出すことができるかもしれないということで、最終日まで採決をとっておく。そういったことを考えて、先人達がこういった日程にしたのではないか。確実なことは分からないが、前事務局長にも聴き取りをすると、おそらくそのような

背景がある。今回、特殊な事案が出てきてそれに合わせて日程を変えるのはあまり好ましくないと思う。

委員長 野地委員以外発言ないが、賛成ということでよいか。

添田 これまでの話を聞くと、この案しかない。野地議員が言ったようにこれを採決して、陳情者に理解してもらうしか方法がない。エアコンの設置や補助金を受けたいというのは町民の総意であると思うので、議会として十分説明して、この案で議会を運営するしかないと思う。

委員長 陳情者が来た際に、十分な説明が必要だということである。

渡辺 私はやはり、基本条例がある中で、これは全部記録に残るわけで、こういうやり方を他の事案でも起こり得るわけである。多少語弊はあるが、基本条例を傷つけたということで辛い。これが先例通りに10月1日の本会議で間に合うのであれば、やはり是非委員会付託としていただきたい。委員会付託をしても本会議で審議、論議はできるわけで、思いがあればそこで出していただける。そこさえ、受け入れてもらえれば、付託をして財源等についても色々審議するところあると思う。

添田 もうひとつ、ちゃんと苦言を申し上げたいと思う。本来、教育福祉常任委員会の委員長として、この陳情が出されて、自分の考えがここにあるのであれば、陳情者と一緒に、要求・要望事項を検討すべきであって、このような形でやるのは、渡辺議員がおっしゃるように議会基本条例の精神に則っていないし、町民への裏切り行為であると取られても不思議ではない。

休憩 16時20分  
再開 16時23分

委員長 渡辺議員よろしいか。

渡辺 はい。

委員長 それでは、9月7日の初日に即決ということでご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 では全員が異議なしと認める。

庶務課長 先ほど始まる前に。今回のような手法、工程はありなのかと質問があった。また、野地議員が先ほど話されていたのだが、議会運営委員会に、賛同議員がこの名前で議会運営委員会に出

てきたら、もう一切変更できないのかとあった。今回、非常にイレギュラーで去年の9月に会期中に小笠原議員が恒道会の関係で意見書を出したいという話があり、会期の最終日に議員提案を出されたことがあった。その時には、何日か前に急遽議会全員協議会を開いて、意見書案の文章について修正を加え、その直後に今回のように議会運営委員会を開いて取扱いを決めた。それに倣って会期前だが今回も開催した。賛同者について話があったが、賛同者も文書の中身も含めて9月3日中に固めていただきたい。4日に印刷して5日に執行者、議員、記者クラブに配付する。皆さんには手渡しで初日までに渡せないの  
でPDFで先にお送りする。

議会基本条例の精神に基づき、議員提案については、あらかじめ議会全員協議会で前提となる情報を共有した上で、本会議当日に議論が散漫にならないようにしている経緯がある。ぜひ、今後はゆとりを持った提案をしていただければ、皆さんも納得しやすく提案もやりやすくなるため、ご協力をお願いします。

閉会 14時00分